

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 平成 31 年 3 月 19 日（火） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 林委員長ほか議長を除く議員全員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・山下主査・佐伯書記
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 28 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 52 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 31 年 3 月 19 日

予算決算常任委員長 林 哲 也

記 録 調 整 者 山 下 賢 三

林委員長 皆さんおはようございます。本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。これより議案第 8 号「平成 31 年度長門市一般会計予算」を議題とします。各分科会における審査の経過について、各分科会委員長の報告を求めます。最初に総務民生分科会委員長 吉津 弘之委員。

吉津委員長 おはようございます。それでは予算決算常任委員会総務民生分科会に分担された議案について、その審査の経過を、予算決算常任委員会総務民生分科会を代表してご報告申し上げます。議案第 8 号「平成 31 年度長門市一般会計予算」の審査の状況について主なものをご報告申し上げます。総務費、一般管理費の「特別職報酬等審議会委員報酬」に関し、委員から「審議会の開催理由について」質疑があり、執行部から「議員の報酬期末手当及び定数を考える調査研究会の結論が出された際に、その内容について諮問するため」との答弁がありました。次に庁舎建設費の「本庁舎建設費事業」に関し、委員から「完成見学会経費 144 万 7,000 円の内訳について」質疑があり、執行部から「基調講演の講師謝礼として 28 万円、講師旅費として 10 万 7,000 円、消耗品等需用費として 9 万 2,000 円、印刷製本費として 49 万 1,000 円、通信運搬費として 16 万 4,000 円、案内看板制作委託料として 31 万 3,000 円である」との答弁がありました。次に企画費の「ラグビーワールドカップ 2019 長門市キャンプ運営事業」に関して、委員から「負担金の算出根拠について」質疑があり、執行部から「ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会負担金については、キャンプで必要となる特殊なトレーニング機器のリースを組織委員会が一括して行うこととなっており、長門市における約 40 種類の機器リース分について組織委員会へ支払うものである」との答弁がありました。さらに委員から「公認キャンプ会場整備業務委託料の内容、及びキャンプ運営事業経費の財源について」質疑があり、執行部から「委託料としては、通訳業務委託、仮施設整備業務委託、警備業務委託の 3 業務委託料であり、ラグビーワールドカップ運営事業経費に対する財源としては、トレーニング機器のリース料等の 2 分の 1 が特別交付税として措置される」との答弁がありました。次に「地域おこし協力隊設置事業」に関し、委員から「増員する 4 名の配置について」質疑があり、執行部から「以前は地域性を考慮し配置していたが、一昨年度から事業継承のために配置することも可能となったため、その部分も含めた募集の準備をしている」との答弁がありました。次に「世界大会等長門市キャンプ招致事業」に関し、委員から「招致する国及び競技について」質疑があり、執行部から「トンガ王国のホストタウンとして交渉を継続して続けているが、まだオリンピック、パラリンピ

ックに出場する選手、及び競技が決定していないこともあり交渉は進んでいない状況である。まずラグビーワールドカップキャンプチームの受け入れの準備に注力し、今後はトンガ王国、カナダ、それから昨年姉妹都市提携したロシアも視野に入れオリンピック、パラリンピックの事前キャンプ誘致活動に取り組んでいきたい」との答弁がありました。次に国際交流費の「国際交流事業」に関し、委員から「プロモーション活動の対象都市について」質疑があり、執行部から「ロシア連邦のクラスノダール地方、ソチ市、及びモスクワの 3 都市でプロモーション活動を行う」との答弁がありました。さらに委員から「事業費の根拠について」質疑があり、執行部から「県と市の合同事業であり、全体事業費 485 万円のうち旅費分として 104 万 9,000 円が長門市の負担となっている」との答弁がありました。次に財政管理費の「地方公会計推進事業」に関し、委員から「事業の目的について」質疑があり、執行部から「公会計の手法は将来的に資産管理や予算編成などに活用される必要があるとされている。具体的な方法については、現在総務省の研究会で議論がされておりその結果を待つことになるが、県または県内他市とも連携し研究をしていきたい」との答弁がありました。次に諸費の「防犯カメラ設置事業」に関して、委員から「防犯カメラの設置について」質疑があり、執行部から「設置台数は 1 台であり、支柱を立てその上に防犯カメラを設置することとしている。設置場所については、要綱で基本的に通学路と定めていることから、今後、教育委員会や長門警察署と協議を行い、一番効果的な場所の設置について検討をしている」との答弁がありました。次に防災対策費の「修繕料」に関し、委員から「積算根拠について」質疑があり、執行部から「落雷等による IP 無線機の修繕費として 200 台分、929 万 1,000 円と防災行政無線の蓄電池交換に 223 万 7,000 円、同じく防災行政無線の中継局に設置しているハードディスクの交換に 30 万 4,000 円を計上している」との答弁がありました。次に、市民活動推進費の「男女共同参画推進事業」に関し、委員から「講演会等開催委託料の内容について」質疑があり、執行部から「地域女性活躍推進交付金を活用し、女性起業者育成のためのシンポジウム開催のほか、就業等に関するプログラムの策定を行う」との答弁がありました。次に、「集落機能再生事業」に関し、委員から「集落支援員の選任等について」質疑があり、執行部から「国の制度に則り、公募により嘱託職員として市が採用し、地域に派遣して活動をしている。人件費として、協議会エリア支援員については 2,169 万 4,000 円、福祉エリア支援員については 1,667 万 7,000 円を予算計上している」との答弁がありました。さらに委員から「政策アドバイザーについて」質疑があり、執行部から、「協働によるまちづくりに関し豊富な経験や優れた企画力、知見を持ち地域活動実績がある専門家を設置することとしており、謝金等を含め委託料として 200 万円を計上している」との答弁が

ありました。次に、「自治会組織等助成事業」に関し、委員から「地区集会所建設費助成金の助成額について」質疑があり、執行部から「自治会サミットにおける各自治会長の意見を参考し、他の補助事業との関係も整理しながら地区集会所の建設に係る補助制度について検討したい」との答弁がありました。次に、老人福祉費の「高齢者地域福祉推進事業費」に関して、委員から「高齢者福祉施策の統合について」質疑があり、執行部から「老人クラブ活動に関しては法の責務により市が活動助成金を支出しており、サロン会の活動については社会福祉協議会が赤い羽根共同募金の配分金を原資とし支出していることから予算において統合することは困難と考えている。しかしながら、活動実態の精査やそれぞれの役割分担について社会福祉協議会と協議する必要性については認識している」との答弁がありました。次に、児童福祉総務費の「子どもにやさしい環境づくり事業」に関し、委員から「事業の概要について」質疑があり、執行部から「子どもの貧困対策として学習支援等を行うものであり、対象者を約120人から130人と見込み、毎週土曜日の14時から16時に市内の公民館施設等5か所で実施するものである」との答弁がありました。さらに委員から、「協力者の人選」について質疑があり、執行部から「指導員について1か所あたり3名の配置を予定している。人選については、退職校長会などを通じ依頼しているところである」との答弁がありました。さらに委員から、「事業に要する経費について」質疑があり、執行部から「教材費のほか、会場使用料等について予算計上している」との答弁がありました。次に、「放課後児童対策事業」に関し、委員から「児童クラブ実施委託料の内容について」質疑があり、執行部から「長門市の児童が市外の児童クラブへ入所する場合の業務委託料として、2名分を計上している」との答弁がありました。次に、母子保健事業費の「産婦健康診査事業」に関し、「事業の財源について」質疑があり、執行部から「妊娠・出産包括支援事業費国庫補助金として、市が実施する産婦健康診査事業のうち、健康・診査委託料と産婦健康診査助成費の2分の1にあたる76万5,000円を計上している」との答弁がありました。次に、地域医療推進費の「診療所運営事業」に関し、委員から「運営に係る経費について」質疑があり、執行部から「歳入では、診療報酬等として2,137万1,000円を計上している。歳出については、医師、薬剤師等の人件費、医療機器保守点検等の委託料、医薬材料費や通信費、電子カルテシステムソフトリース料等の使用料ほかで合計6,230万4,000円となっており、歳入額の歳出額に対して不足する約4,100万円が市の負担となっている」との答弁がありました。次に、健康増進事業費の「自殺予防対策事業」に関し、委員から「事業の具体的な内容について」質疑があり、執行部から「総合的には、長門市自殺対策協議会による、長門市自殺対策計画に沿った事業の進捗状況の把握、協議及び各関係機関との連携体制の調整を行うこととし、人

材育成事業としてはゲートキーパーの養成講座、養成講座修了者に対するフォローアップ研修会の開催、啓発事業として心の健康づくりの講演会の開催を予定しており、また啓発用パンフレットの作成、配布に取り組むこととしている」との答弁がありました。その他の費目については、特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で予算決算常任委員会総務民生分科会の報告を終わります。

林委員長 これより総務民生分科会委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もいので、総務民生分科会委員長に対する質疑を終わります。次に文教産業分科会委員長 南野 信郎委員。

南野委員長 それでは、予算決算常任委員会文教産業分科会に分担されました議案について、その審査の経過を、予算決算常任委員会文教産業分科会を代表してご報告申し上げます。議案第 8 号「平成 31 年度長門市一般会計予算」の審査の状況について主なものをご報告申し上げます。農業委員会費の「農業委員会交付金事業」に関し、委員から「農業利用最適化推進委員の活動内容について」質疑があり、執行部から「年 1 回の農地パトロールや農地転用における現地確認、さらには 2 か月ごとの地区別会議へ出席し農業委員や市と情報共有をしている」との答弁がありました。次に、農業費の成長戦略推進事業費、「長門市農業振興公社（仮称）設立事業」に関し、委員から「設立後の収益事業について」質疑があり、執行部から「園芸作物の生産、畜産事業のほか、草刈り等の作業受託を収益事業と考えている」との答弁がありました。さらに委員から「営農指導者について」質疑があり、執行部から「市内において法人を運営しかつ若い従業員を雇用し指導経験を有する者を考えている」との答弁がありました。さらに、「美しい農村再生支援事業」に関し、委員から「全国棚田サミット関連受託費 320 万円の内訳について」質疑があり、執行部から「アグリアートフェスティバルが 120 万円、地域の環境整備等が 200 万円である」との答弁がありました。次に農業振興費の「経営所得安定対策等推進事業」に関し委員から、「長門地域農業再生協議会補助金の削減理由について」質疑があり、執行部から「協議会事務局職員の人件費減少によるものである」との答弁がありました。次に、成長戦略推進費の「加工品等開発体制『ながと Lab』構築事業」に関し、委員から「運営者の変更について」質疑があり、執行部から「運営者が長門産ネットワークから 63Dnet に事業継承される。事前に提出された改善計画書や市とのヒアリング、また銀行の融資に係る審査や国等との協議が進められている状況などから経営状態も問題ないと認識しており、運営者の変更について合意した」との答弁がありました。さらに委員から「運営補助金の内容について」質疑があり、執行部から「ながと Lab の事業は大きく商品開発事業及び収益事業となっているが、このうち商品開発に係る費用について 800 万円を

補助するものである」との答弁がありました。さらに委員から「これまで整備された備品及び新たに整備される設備等の所有権について」質疑があり、執行部から「これまで整備された備品については、市の規定により備品が管理されており所有権は明らかになっている。今回 1 億円を投じて整備する菓子製造施設、菓子製造機器等については、国及び市の補助金を活用して整備されるものであるが 63Dnet の所有となる」との答弁がありました。次に商工費の成長戦略推進事業費、「大都市圏売込支援事業」に関し、委員から「委託料の内容について」質疑があり、執行部からながと物産合同会社が県主催の展示会等に市内の商品を持っていくための費用である」との答弁がありました。次に労働諸費の「ながと働き方改革推進事業」に関し、委員から「事業内容について」質疑があり、執行部より「長時間労働の縮減に向け、市内事業所を対象に年次有給休暇取得促進キャンペーンを実施し、事業所名等を公表することにより働き方改革の実現に向け気運の醸成を図るものである。予算としては市長表彰の副賞として報奨金を一事業所あたり 5 万円、総額 100 万円計上しているほか、印刷製本費などの諸経費を計上している」との答弁がありました。次に商工業振興費の「JR 利用促進対策事業」に関し、委員から「長門市 JR 利用促進協議会補助金の減額理由について」質疑があり、執行部より「昨年度まで長門市観光コンベンション協会に業務委託していた JR 美祢線利用宿泊客誘致対策事業を廃止したことに伴うものである」との答弁がありました。次に、「三隅地区工場用地整備事業」に関し、委員から「事業の完了予定について」質疑があり、執行部より「第一工区の完了は平成 31 年度末を予定している」との答弁がありました。さらに委員から、「土砂運搬業務費の経費について」質疑があり、執行部から「土砂運搬費のほか、業務遂行上必要となる交通誘導員による安全費及び散水車による環境管理費を併せて計上している」との答弁がありました。次に、住宅管理費の「三世代同居推進事業」に関し、委員から「当初予算に計上されている補助金 600 万円が年度途中で不足となった場合の対応について」質疑があり、執行部から「新築に対する補助金を 200 万円、増改築に対する補助金を 400 万円と見積もり計上しているが新規事業でもあり予測が困難である。予算不足となった場合、状況によっては再度協議を行い必要に応じ補正予算等で対処していく必要があると考えている」との答弁がありました。さらに委員から「事業の周知方法について」質疑があり、執行部より「市広報やケーブルテレビの活用、さらには建設山口の総会での説明などにより周知を徹底したい」との答弁がありました。次に、委員から「空き家対策事業の補助金上限の拡大理由について」質疑があり、執行部から「空き家除去が思うように進んでいない現状を鑑み、上限を上げることにより少しでも対象者の負担軽減につながるよう改定をおこなった」との答弁がありました。次に、観光総務費の「入浴事業補助金」

に関し、委員から「湯本温泉公衆浴場廃止に伴う入浴補助事業の内容について」質疑があり、執行部から「公衆浴場の廃止から新しい恩湯が営業を開始されるまでの 7 か月間について、お風呂のない方や壊れている方を対象に地元旅館の協力を得て入浴が可能になるというもの、及び営業開始後においては入浴料が高騰することから激変緩和措置として補助を行う」との答弁がありました。次に、「観光振興費」の「観光コンシェルジュ制度確立事業」に関し、委員から「事業の内容について」質疑があり、執行部から「観光コンシェルジュ養成のため、客室乗務員等の経験者を講師に迎え、質の高いおもてなしを身につけるための講座開催事業である」との答弁がありました。さらに委員から「外国人観光客誘致・宣伝事業の内容について」質疑があり、執行部から「世界大会等の商談会やオプションツアーを通じ、積極的に PR していくとともにキャッシュレス化を含めたおもてなしの対応については、キャッシュレス導入の必要性を商工会議所や観光コンベンション協会などと連携し周知をしていきたい」との答弁がありました。次に、教育総務費の事務局費、「スクールバス運行事業」に関し、委員から「運行委託料の増額理由について」質疑があり、執行部から「運転手の賃金上昇を見込んだためである」との答弁がありました。次に、委員から「三隅学校給食センターの解体工事に係る事前調査業務の内容について」質疑があり、執行部から「隣接する建物について、解体工事における影響の有無を調査するための業務である」との答弁がありました。次に、教育総務費の教育振興費、「中学生海外派遣事業」に関し、委員から「平成 31 年度から引率者を 1 名増員した理由について」質疑があり、執行部から「参加生徒数の増加、及び最も重要である安全確保の面から引率者を 1 名増員し 2 名としたところである」との答弁がありました。次に、委員から「少年安全サポーターの報酬を増額した理由について」質疑があり、執行部から「より手厚く子供たちを支援していくため、月あたりの勤務日数を 12 日から 15 日に増やすものである」との答弁がありました。次に、中学校費の学校管理費、「学校施設・整備等整備事業」に関し、委員から、「三隅中学校屋内運動場屋根改修工事により屋内運動場が使用できない期間の対応について」質疑があり、執行部から「授業や部活動については、隣接する三隅農業者トレーニングセンターを利用する予定である」との答弁がありました。次に、文化財保護費の「歴史民俗資料室整備事業」について、委員から「整備事業のスケジュールについて」質疑があり、執行部から「平成 31 年度は現教育委員会庁舎の耐震診断を行い、その結果をふまえ、検討委員会での議論を経て、今後の方策を考えたい」との答弁がありました。次に、文化会館費の「ラポールゆや施設・設備等改修事業」について、委員から「改修事業の内容について」質疑があり、執行部から「舞台の部品について、前回交換から 15 年を経過しており、今後も安全に機械を使用するため減速機の潤滑油

及び部位ベルトの交換を行うものである」との答弁がありました。その他の費目については、特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で予算決算常任委員会文教産業分科会の報告を終わります。

林委員長 これより文教産業分科会委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、文教産業分科会委員長に対する質疑を終わります。以上で、各分科会委員長の報告は終わりました。これより、討論及び表決を行います。この際、委員として発言したいので長門市議会委員会条例第 46 条の規定により副委員長と交代いたします。

岩藤副委員長 これより討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 8 号「平成 31 年度長門市一般会計」について、簡潔に反対の意見を申し上げます。予算組み替え動議の可決が見込めない状況のため、討論を通じて、改めて予算案に対する考えを明らかにするものであります。3 月定例会は「予算議会」と呼ばれ、市長の施策の大綱と当初予算案が提案される、1 年の中でもきわめて重要な議会であります。一般会計の予算総額は、前年度当初と比較して 4.4% 増の歳入歳出それぞれ 225 億 4,000 万円となっており、平成 31 年度予算は「ながと創生推進予算」と位置づけられております。市長は、私が当初予算の評価について尋ねた 2 月 28 日の本会議の答弁において「平成 31 年度当初予算につきましては、『ながと創生推進予算』と位置付け、『健幸づくり』『しごとづくり』、『地域総合力の発揮』を 3 つの重点施策として、『ながと成長戦略』をさらに深化させ、『夢』を『実感』に、そして『さらなる夢』につなげていける、仕上げと将来を見据えた、バランスの良い予算になっていると自己評価しております」と述べておりますが、この評価自体を評価していないということを申し上げて、その理由を述べさせていただきます。本市の財政状況は、歳入では、平成 29 年度決算において市税収入が昨年に引き続き増加しているものの、普通交付税は合併算定替の終了などによる減収が見込まれており、歳出においては、高齢化の進行により社会保障関連経費の増加が見込まれることから、将来にわたり、より一層厳しい財政運営を強いられることが想定されております。地方財政の危機的状況、本市の厳しい財政環境をもたらした、その大元には国の政治があるとはいえ、予算をはじめとするすべての議案は、議会の議決を経て執行されており、その意味では、議決機関である議会の構成員の一人として、こうした状況を打破していく責任と自覚を持たなければならないと考えております。それは、議会は議論する場、言論の府であり、議員は言論によってこそ、執行機関をチェックでき、執行機関の「足りないところがあれば補い、行き過ぎがあれば抑えていく」役割を担っているからであります。平成 31 年度予算は、市長の 2 期目の最後となる予算編成であり、どのような予算を提案されるのか、私自身、大きな

関心を持って議会に臨んでおります。言うまでもなく、予算は市長の政治姿勢、行財政運営の姿勢を写す鏡であります。こうした見地に立って、施政方針や予算案を通じて、その姿勢を注意深く見て参りました。予算案には厳しい財政状況にあっても、市民の安心・安全、地域経済の振興を図る観点に立ち、住民福祉や生活環境、教育環境の整備はもとより、農林漁業、商工業、観光振興など、地域経済の再生に取り組んでいこうとする政治姿勢が随所に見受けられ、また、平成 29 年度決算を通じて議会から要望のあった事項についても、限られた財源の中にあっても予算に反映されたものもあり、その点は大いに評価するものであります。予算は、これら様々な施策や事業の裏付けとなるものであり、市民から託された貴重な税金を、どこに重点をおいて配分するかを決めるものであります。市長がどういう考えで予算を編成しているのか、必要な施策に十分な財源が充てられているのか、市民の目線で不要不急と思われる施策はないのか、などを総合的に判断して、予算への態度を慎重に判断しなければなりません。個々の施策で賛成しているものがあるからといって、必ずしも予算全体に賛成するとは限りませんし、逆に、予算全体に反対しているからといって、市が行う施策すべてに反対だというわけではありません。これは、論理的な考え方だと認識しておりますが、問題なのは、新市建設計画の期限である平成 31 年度までに大型建設事業が集中しており、歳入でも市債が増となり、公債費も増加する財政運営にあります。「入るを量りて出づるを為す」という言葉がありますが、これは収入がどれくらいあるか正確に計算してから、それに見合った支出の計画を立てるべきとの意味であります。市長は合併特例債の借入期間が平成 31 年度まで延長されたことを受け、本庁舎建設などの大型事業を進めておりますが、もう一つの特例措置である普通交付税の合併算定替えは平成 26 年度に終了しており、段階的に縮減が始まっております。本市の最入財源の 4 割近くを占める普通交付税は、平成 32 年度からの一本算定により 12 億円程度の減額が見込まれております。本庁舎建設事業をはじめ、長門湯本観光まちづくり事業にしても、財政状況を見極めて判断されるべきものであって、これは必要ないという意味ではなく、事業費の縮小なども含めて見直すべきとの考えからであります。その一つである長門湯本観光まちづくり事業は、県事業及び民間投資を除いた現時点での総事業費はハード・ソフト合わせて約 23 億 4,000 万円が見込まれており、これが本当に身の丈にあったものなのか、過大投資になっているのではないか、これは、これまでの取り組みを通じて感じた率直な疑問であります。というのも、以前、私たちが行政視察で学んだ岩手県紫波町でのオガールプロジェクトは、「町の財政事情が厳しいとすれば、民間の様々な力を導入して公共目的を達成できるのではないか」というもので、民間主導の公民連携手法により、町財政の負担を最小限に抑えつつ、必要な公共施設の整備を

図る、というものでしたが、現在の長門湯本観光まちづくり事業は明らかに行政とコンサルの主導になっており、公民連携とは名ばかりになっているのではないかと、同時に、改めて地方自治の本旨である「住民福祉の増進を図る」といった公共目的がはっきりしていないと指摘せざるを得ないのであります。これは投資的経費と標準財政規模とのバランスの問題であります。ご承知のとおり、教科書的に言えば投資的経費とは「公共施設の建設や用地購入など社会資本の形成に資する経費」であり、一方、標準財政規模とは「国庫補助金や市債などの特定財源を除いた、市税や地方交付税など通常経常的に収入される一般財源の額」で、ある意味で本市の「自力」を表すものであります。本市の標準財政規模は、平成30年度で125億4,415万6,000円、投資的経費は43億350万7,000円となっておりますが、標準財政規模は普通交付税の合併算定替えの縮減により、年々減少しているにも関わらず、投資的経費は年々増えております。このバランスに注意を払わなければ、財政上の更なる困難を抱えてしまうことになり、そのツケは必ず市民生活にはね返ってきます。冒頭に評価できないといった理由はこの点にあります。最後に、これまで他会計の意見でも申し上げておりますが、平成31年度予算は、10月からの消費税10%の増税を見越した編成になっていることでもあります。たとえば、消費税増税による地方消費税交付金は前年度の5億8,600万円から1,400万円増の6億円を見込んでおります。しかしながら、市も工事や物品購入等の歳出費目で消費税を負担しております。市は10月からの消費税率2%の増加分の影響額を約7,100万円と試算しており、歳入増となった地方消費税交付金は消費税増税にともなう歳出増により、その財政効果は相殺されるのが実態であります。終わりに、現在、市政を取り巻く環境は人口減少、少子高齢化、地域産業の低迷など、難問が山積しておりますが、市政のあらゆる問題についても絶えず市民の目線で考えることが求められております。そして、何よりも公正で民主的な政治姿勢を基本とした市政運営を行うことが重要となりますが、今後、市民にとってもっと住みよく魅力あるまちとするための市政運営、財政運営の転換を求めて、議案第8号に対する意見いたします。

岩藤副委員長 ほかにご意見はありませんか。ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで委員長と交代します。

林委員長 この際、要望的意見の取り扱いについて協議を行いますので、予算決算常任委員会を暫時休憩いたします。説明員の方は退席願います。

— 再開 10 : 45 —

林委員長 休憩前に引き続き予算決算常任委員会を再開します。

吉津委員 附帯決議を提出したいと思いますので休憩をお願いいたします。

林委員 ここで暫時休憩いたします。委員の方は自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 46 —

— 再開 10 : 47 —

林委員 休憩前に引き続き、予算決算常任委員会を再開します。議案第 8 号について、吉津弘之委員から附帯決議案の動議が提出されました。この際、提出者の趣旨説明を求めます。

吉津委員 議案第 8 号「平成 31 年度長門市一般会計予算」に対する附帯決議を提出したいと思います。市は以下の事項に十分留意のうえ、予算執行に努めること。1. 新年度予算では、多くの事業が新設されているが、廃止・縮小された事業は極めて少ない。よって、予算執行にあたり、廃止・縮小できる事業はないか十分検証されたい。2. ながと健幸百寿プロジェクト事業については、早期に具体的な目標を設定するなど、個々の事業について積極的に取り組まれない。3. 診療所運営事業については、受診者数や医師会の医師数、運営経費など、現状の運営体制を検証し、将来に向けた診療所の位置づけ、及び適切な運営体制について検討されたい。4. 世界大会等長門市キャンプ招致事業については、招致目的の明確化や招致の費用対効果、将来発生する経費負担等を十分検討の上、推進されたい。5. ラクビーワールドカップ 2019 長門市キャンプ運営事業については、キャンプ終了後のレガシーへの展開を視野に入れた内容の具体化を図られたい。6. 長門市農業振興公社（仮称）設立事業については、出資団体との連携を図りながら、JA の早期参入に努められたい。7. 「ながと Lab」構築事業について、新年度より事業受託者は、(株) 63Dnet に移行されるが、財務指標等を適宜に確認し、本来の目的が達成される体制整備に努められたい。8. 観光振興については、旅行者の滞在時間を延ばすため、市内に点在する観光地を周遊し、宿泊に結びつける取り組みを図られたい。9. 長門市湯本温泉観光まちづくり推進事業については、地域の声を汲み取り地元同意を最優先に事業の推進を図られたい。10. 学校給食センター運営管理事業については、食育の充実を図るとともに、安心安全な学校給食の提供に努められたい。以上、10 項目について附帯決議を挙げさせていただきたいと思います。

林委員長 以上で趣旨説明は終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。附帯決議案に賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、附帯決議案は可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。

— 閉会 10 : 52 —